

心中之通、一筆申入候、

一 従元就承候する儀、一人にも申間敷事、

一 おとな衆并もり衆、奉行以下之近習共、何たる儀申候共、大

小事共二、伺可申事、

一 此段者、雖不及申儀候、元就に、誰々にても候へ存替申間敷事、

若此旨偽候者、可罷蒙

日本国中大小神祇、八幡大菩薩、祇園牛頭天皇、殊巖島両大

明神、杵築大明神御討者也、仍神文如件、

少輔太郎

永祿十年正月十日

桂左衛門大夫殿

輝元（花押）

誰に何と言われようと、どんなことでも元就の意向を伺い、その指示に従うと誓っている。また、元就は、発信年不明の九月二十日付輝元宛自筆書状で、「御状、殊御神文給候、誠々祝着此事候、さりながら、御方我等半におゐてハ、かやうの御心遣も不入候、何しに少も疑心を存候ハん哉と存計候、（中略）何事ニ付而も、此御状のことく、可成其心得候、少も隔心申間敷候、神も御照覧候へ、偽あるましく候、（『毛』五六八号）と、我々の間では、このような気遣いは無用としている。この時も、輝元は、書状と「神文」を元就に届けているようである。これらのやりとりから、万事、元就に「申談」し、その意向に従うのだという輝元の姿勢を看取できる。

9 岸田裕之『毛利元就』（ミネルヴァ書房、平成26）

10 注9同書

11 『山口県史』「史料編中世4」所収。

12 吉川広家の小笠原家入嗣に関係する諸家の動向や、輝元の吉川広家への評価等については、光成準治「総論 吉川広家をめぐるとの転機」（『吉川広家』光成準治編著、戎光祥出版、平成28）に詳しい。

13 『広島県史』「古代中世資料編V」所収、山口県文書館所蔵文書（毛利家文庫新整理分）一〇号。堅田元慶宛、六月二十四日付書状。

14 『毛利家文書』、『吉川家文書』には、関ヶ原以後の毛利家の処遇に係る書状が数多く収載されている。徳川家康家臣の黒田如水、長政父子、井伊直政、本多忠勝、福島正則等の吉川広家、福原広俊宛起請文や輝元の起請文などから、毛利家存続を図る動きが確認できる。関ヶ原前夜からの輝元及び吉川広家、福原広俊等の動きについては、光成準治『毛利輝元』（ミネルヴァ書房、平成28）に詳しい分析がある。

15 岸田裕之氏は、前掲書（注9）において、関ヶ原の戦いから大坂夏の陣を経て、毛利家が断絶を免れたことについて、「毛利氏一門・一族は、元就のいわゆる三子教訓状の精神をもって家の危機をのり切った。（中略）激動のなか、しかも緊迫したギリギリの時宜で、元就の遺訓は孫たちの結束を果たす最高の指針として機能し、毛利氏を救ったといえる」としておられる。

元への家督譲与についての協議が行われ、それから約一年の間に家督相続が行われたことは確実であろう」とされている(注2拙稿〈注1〉を再掲)。

5 この書状の「ひかしかた」を、『大日本古文書』は、「元就側室小幡氏」(中の丸)に比定しているが、「小幡氏」が、「東の大方」と呼ばれるのは、『児玉党嫡宗藤原氏小幡家系』(「萩市郷土博物館」寄託)によると、元就卒去後、中の丸が桜尾城に移居した後のことであるため、本状発信の時点で「ひかしかた」と呼ばれる可能性は低い。事項の性質上、生母尾崎局であれば最もふさわしいが、管見の及ぶところ、隆元が室尾崎局を「ひかしかた」と呼んだ事例を見いだせていない。

6 輝元の元服は、永禄八年二月十六日であった。

『毛利家文書』三二九号の毛利元就書状には次のようにある。

御元服、誠千秋万歳候、我等満足此事候、仍太刀一振、刀一腰、馬一疋進之候、長久表御祝儀計候、帰陣之時、弥吉事可申候、猶宮鬻可申候、恐々謹言、

(永禄八年)

二月十六日

元就(花押)

(輝元)
少輔太郎殿

進之候

また、『小早川家文書』一五四号、桂元澄の弟桂元忠(左太)宛書状案にも次のような記載がある(抄出)。

(輝元)
御曹司様御元服、一昨日十六日、御祝言相調申候、御元服之次第、前々承見申候よりも、殊外御造作御六ヶ敷御座候ツる、一御役者多々入申候、りはツの御役者と候て、元澄を被 仰付候、是ハ御上使之御名代までにて候、(中略)今日御上使御請待にて候間、御祝言御隙明、公私目出度候、其表弥御競之由、申も疎候、猶期来慶候、恐々謹言、

(永禄八年)

二月十八日

元澄

元忠まいる

御陳所

元澄は、元服の次第について詳述した上、「御上使之御名代とハ乍申、御くしをつめ申、御烏帽子をめさせそめ申候事、七十二罷成候までなからへ候て、如此之御祝言相調申候事、元澄冥伽と存候」と感激している。

なお、この元澄の書状から、左太(元忠)は、元就に同行して陣中にあることがわかる。

7 西尾和美氏は、この書状の「おほせきかせられ候御事」は、宍戸隆家女と輝元の縁辺のことではないかと推断しておられる。「戦国時代毛利氏の女性―尾崎局の生涯―」(『生・成長・老い・死』(『生活と文化の歴史学七』竹林舎、平成28)所収)。

8 例えば、輝元は、次のような起請文を元就に発信している(『毛二四〇号)。

趨勢により、毛利家は存続の危機に直面することになる。しかし、輝元代の様々な書状を検証することで、元就の訓戒は、形を変えながらも、その主旨は変質することなく受け継がれていったことを確認できなかったのではないかと考える。

すでに先学が諸々指摘するところではあるが、「日頼様御一通」、「日頼様御書之辻」といった表現に焦点をあて、隆元卒去後の毛利一族の中で、元就の訓戒が家訓として何度も確認されていた道筋を辿り、輝元世代にどのように根付いていったのか、家訓の継承の実態を探ってみた次第である。

〈注〉

1 東京大学史料編纂所編『大日本古文書』家わけ第八『毛利家文書』所収。引用に際し、漢字は、一部を除き新字体に統一した。書状の番号は、本書による。以下同じ。また、『吉川家文書』（以下『吉』と略記）は、同書、家わけ第九、『小早川家文書』（以下『小』と略記）は家わけ第十一による。

2 拙稿「毛利家家訓の継承（一）」（『県立広島大学総合教育センター紀要』第2号、平成29）

3 隆元は、己の器量不足ゆえに、毛利家を自分の代で滅亡に追い込むのではないかと危惧していたと思われる。具体的には、次のような記述が『毛利家文書』所載の書状中に散見されることを、前掲注2 拙稿で指摘した。「生得ぬかりふかいなく候て、不申儀もあるへく候、又一円得存知不当儀も、不申儀もあるへく候、とかく当家之儀ハ我々代にてはたと相果候すると存迄候、諸事我々代ニ悪成候てはて候すると相定りたる趣と存候く」（六四五号）、「隆元長男とハ

乍申、無才覚無器用之身ヲ以可連続仕儀、誠努々あるましき事、身ノ不肖を不顧事の第一たるへき事」、「剩元就数年之百慮之案を尽し、武功自国他国ニ無其隠之家名にて候を、隆元以無器量至極之身、可持崩事者、名利共ニ失念候事と存置候事」（六四六号）、「隆元事、無器用無才覚事候間、（中略）悪仕候て、我々代ニ家を持崩候へハ、不及是非、隆元一身之不足にて候、（中略）元就如此被仕立候を持崩候てハ、不及是非候、これ程ニ存当候て、わか身をかへりみ候事候間、一覚悟仕候て、幸鶴ニ家を申付候へハ、我々か難を被遁候と存候」、「当家儀、御方なども御聞つたへたるへく候、豊元、弘元、興元、元就迄儀、何之代の人体も、おとりまさりハなく候、何も器量人迄候、然処、唯今隆元ニ至無器用至極候事、当家之時節と存事」（六五六号）、「名将之子ニハ必不運之者か生候と申候事、存知当候」（七六二号）など。

4 秋山伸隆「毛利隆元の家督相続をめぐって」（『毛利隆元―名将の子の生涯と死をめぐって―』、安芸高田市歴史民俗博物館、平成25）。氏は、四月六日志道広良言上状（『毛利家文書』五九二号）で、広良が、「某八十罷成候」としていることから、年末詳の本状を天文十五年のものと推断され、元就からの意向「自今以後之事、大小事共ニ、何事も不可有御存知候、諸篇若殿より可仰操之由」を聞かされたこと記している四月十二日志道広良言上状（同五九〇号）も、その内容から、同年のものと考えておられる。その他、五月二十七日毛利元就自筆書状（広良宛、同五八七号）、五月二十八日毛利元就自筆書状（広良宛、同五八八号）、五月二十八日志道広良言上状（国司就信経由で隆元宛、同五九三号）等から、「元就と志道広良に隆元を加えた三者で、天文十五年四月から五月にかけて、元就から隆

訓としての「三家無二」の意識があったといえよう〔注14〕。

慶長二十年（元和元年）四月には、宗瑞、秀就、秀元、吉川広家、息広正など一族総勢十二人で以下のような起請文を発している。

『毛』一〇三八 毛利宗瑞輝元外十一名連署起請文

一 日頼様守御書置之辻、各無二ニ申談、対毛利御家不可存別心之事、

一 自然連判之内、対御家不所存之仁候者、及三ヶ度令異見之、以其上、於無同心者、為殘衆、此内へ入申間敷候、何様ニも可有其沙汰候事、

一 何事ニ付候而も、悪儀候者、互願心底を、不殘申候而、直し可申候事、

梵天、帝釈、四大天王、日本国中小神祇、嚴島兩社大明神、熊野三社大権現、愛宕地蔵大権現、住吉大明神、春日大明神、殊氏之神、八幡大菩薩、天満大自在、可蒙罷御罰者也、仍誓紙如件、

慶長廿年卯月十四日

〔傘連判〕

※（裏書）「右筆者吉川蔵人」

第一条に、「日頼様守御書置之辻」とある。大坂夏の陣にあたり、元就遺訓を冒頭に据え、それを意識することで一族の団結を図っているのである。本起請文の筆者である吉川広家を始め、毛利家の一族が元就の訓戒を十分に尊重し、その思いを受け継ごうとしていることが明らかである〔注15〕。

以上のように、「日頼様被仰置御一通」、「日頼様御一通」、「日頼様御書」などと共に何度も確認されているのは、異見も遠慮せず申し談じ、互いの意思疎通を図ることが毛利家を長久存続させる極意であるということである。これらにおいては、元就が、「三子教訓状」（『毛』四〇五号）で説いた、毛利家の力があつてこそ、吉川家、小早川家も治められる、毛利家なくしては他の二家は存続したいという毛利家第一を根底とした「三家無二」は、決して表立って語られない。しかし、元就が、「三人之半、少ニてもかけこへたても候ハ、たゞ三人御滅亡と可被思召候」（同状）、「三人之間、露塵ほともあしさまニ成行、わるくおほしめし候者、はやくめつほうと可被思召候」（『毛』四〇六号）と何度も繰り返している、隔意のない間柄こそが家を保つ「辻」なのだということについての確認は、しばしばなされていることがわかる。

先に触れた広家の小笠原家入嗣問題の折に元春宛に発信された輝元の書状に、「日頼 御一通のことく、三家之内一人かけも候へは、何も三家滅亡まで候」と、明示されるのは、その幾たびの確認の根底には、元就の「三子教訓状」の主意が常に意識されていたことの証左といえるのではないだろうか。

おわりに

毛利元就が「三子教訓状」を発信したのは、嫡男隆元の危機感と、隆元、元春、隆景の三人の意を汲んでのものであった。時の経過と共に、毛利家を取り巻く情勢は、元就の想定外の変化を遂げた。時代の

返く、偏く、日頼之御届此節候、常榮所不及申候、
(小笠原) 彼家之儀付而、以下野守被仰聞候、此条三家善悪之所候、其子細
(口羽通具) 者、諸国衆礮無曲被存、弥不慮眼前候、其上銀山無正儀成行可申
 候、左候時は、弓矢も成申間敷候、猶以有かひなき我等二罷成、
 一身之無力迄候、当家外聞実相失候ハ、やかて又可為御手前候、

日頼 御一通のことく、三家之内一人かけも候へは、何も三家
 滅亡まで候、是非共此時 日頼御一通之御届ニ被成御堪忍、二郎
(録言)
 五郎殿へも御異見候而、三家之御再興偏只今ニ相極候、元春思惟
 此時候、さりとてハ御忘却有間敷候、委細此者可申候、恐々謹言、

(天正九年)

六月三日

輝元(花押)

(切封ウハ書)

「(墨引)

右馬頭

元春まいる

人々申給へ

輝元」

また、後の事になるが、輝元女と広家嫡男広正の縁談の際には、広
 家に対しては、「善にも悪二も、御方御家之儀、日頼被仰置候辻、毛
 頭無忘却候之条、其段者可御心安候事」(『毛』一一八四号、元和二年
 七月十七日付毛利宗瑞輝元覚書)と言ひ、嫁ぐ娘への教訓書には、「此
(録) 忍んのこと、ふそくのやうにおもひ候すると存候、かちうのもの、な
 かにもさやう存候ものもあるへく候へとも、われく存候むねハそれ
 にはちかひ候、此まへにちらい様おほせきかせられ候、又その、ちは
 御しよ様御ものかたりうけ給候も、すこしもちかひ候ハす候、さては
(名人) めいじんのおほしめし候ことはよき事にて候すると存候て、われく

かやう(縁辺) 忍んへん申だんし候」、「とうけにてハ(秀元) ひてもときつかわかん
 やうに候二つき、かくのことく申だんじ候」(『毛』一一八六号)と、
 重ねて毛利家と吉川家の間柄について日頼(元就)を引き合いに出し
 て説いている。輝元の、三家の内の一つである吉川家に対する認識が
 うかがえる。

輝元と同様に、広家に関わる書状中にも、直截に「三子教訓状」の
 主旨を記したものは確認できていないが、小笠原氏への入嗣を断念す
 るよう父元春から説得される際に、この書状の輝元の意向とともに、
 元就の遺訓が引き合いに出された可能性はあろう。

また、広家は、慶長二年六月の小早川隆景の薨去にあたり、「いつ
 も申上候、私事成次第二存、もと春一円かまひ候ハて置申候つる間、
 助言請候人も無御座候、隆景如此御事候上ハ、乍勿論 御主又ハ親ニ
 も奉頼候て在之御事候、万事弁も人の上さへことによりあやまり御座
 候よし申候、ものことは是非共く被成御意被下候儀、千万之申分も不
 入、是ニ相極申候事」と述懐している(注13)。広家が、隆景にも誘掖
 を乞うていたとすれば、元就の願いについて聞かされる機会もあった
 と思われ、広家にも、元就の毛利家第一の「三家無二」が認知されて
 いたと考えることは可能ではないだろうか。

慶長五年九月、関ヶ原での敗戦後、吉川家は吉川家として独立独歩
 で、徳川政権の中での生き残り策を図る選択肢もあったはずであるが、
 広家や福原広俊等は、戦前から徳川方と内々に通じていた誼をもつて、
 毛利家の存続を願ひ、動いた。輝元が西軍の総大将として大坂城にあつ
 たにもかかわらず、滅封ながらも毛利家を存続させることができたの
 も、徳川方の思惑があったとはいえ、広家他の毛利一族の動きに負う
 ところも大きい。この一連の動きの背景には、元就の遺訓、つまり家

度兩人へ無残所申而候、定而底意二者腹立も候すれとも、はや家之儀も相極此時にて候条、更努と扱可申事も無之、申尽候、事多申而も、辻者兩人何篇打とけて被申談、万被相調、秀就外実之儀者不及申、家相続申候様二と申迄二而候、此条一、秀元福原あハ（秀元）ひ、是又悪候、以外不可然候。広家秀元福原事者、一身之様二被存候ハてハ不叶儀候、よくも悪も、毛利之家自昔（者）。福原頭をも仕候事二而候先年者聞伝申所者中者頭を仕候つれとも、無叛謀を仕候つる故、其以來ハ親類（彼家相絶より、福原）之頭をも仕事にて候間、其筋目御忘却候而ハ、一円之事二而候、兎角（兩三人之）。御身上も何も捨二被仕、大体可然家相続候やうにとの覚悟ならてハ、当家長久不可有之候、こ、之儀を段々申而、長門事者不及申、其以下之三人衆無残所合点二而候、於其上、其方罷上候者、此条胸中二持候而、是非共秀元無忘却様二可申事、対家而之大忠たるへく候、勿論秀元之儀不及申候、此節身上をおしミ、如何之用捨ためらい候而者、其方数代之一紋之不可有專候、分別此時にて候、右之条、召寄具口上可申と存候處、煩故、無其儀、千万口惜候、併淵底井四郎右存候条、相尋、今度之次第相聞候而、氣遣頼入候、是者誠ニ大形之儀候、書中ニ者左様も不書候之条、可得其心候、為心得為分別候、かしく、

（慶長十九年）

十二月廿一日

（相杜元縁）

相下

（一）で輝元が縷々述べているのは、「日頼様被仰置候所も此時之儀候」
（二重傍線部）であること、秀就のため、そして毛利家のため、秀元、

広家が堪忍して、「日夜双方談合被仕」ことが大事、福原を含めた三人が己を捨て、家が続くように覚悟することが不可欠であるということである。元就（日頼）が家訓として説いた「三家無二」を十分に意識しての叙述であろう。

これらの書状から、輝元が、明確な意志をもって次代へ元就の訓戒を相承しようとしていることがわかる。

先に指摘したように、ここまで掲げてきた書状からうかがわれる毛利一族の動きの中で、各書状中に「日頼様御書之辻」として記されるのは、隔意なき意見交換によって意思疎通を図ることであり、元就が「三子教訓状」で強調した、毛利の力があつてこそ、他の家も存続できるのだという毛利家を第一と考える「三家無二」は、直截には語られず、それとして、表出することはない。しかし、書状中に頻出する「日頼様御書」、「日頼被仰置御一通」は、元就の「三子教訓状」を指し示している場合が多いと思われ、輝元を始めとする毛利一族の中で、家訓として、十分に意識され続けてきたといえるのではないだろうか。

輝元と同世代といえる吉川元春の息男経言（後、広家）が、天正八年頃から、小笠原氏からの要請を受け、継嗣として吉川を離れようと動いた折には、輝元は、小笠原が信用できないことを理由として、断固として許さなかった（注12）。この問題の解決に向け、元春、広家と輝元の間にも書状が交わされたが、今は、その一つを掲げる。左の書状には、「三子教訓状」及びその添状といえる『毛』四〇六号に見られる元就の主張が明示されている。このことから、輝元には、元就の意向が、かなり明確に意識せられていたということが看取できる。

『吉』一九六

毛利輝元自筆書状

分別候、猶重畳可申承候、恐々謹言、

(慶長十八年)

十二月

宗瑞

秀元

広俊(福徳)
まいる

申給へ

宛名は、秀元、福原広俊であるが、この二人は、長州藩主となつていた秀就の補佐役を仰せつかつていたので、実質的には、秀就への訓戒といつてよい。この中で、輝元は自身の境遇を、十一歳で隆元が卒去し、十三歳で島根に出陣、それからは十九歳まで、元就(日頼様)の側から離れず奉公してきた、とにかく元就の意向をうかがい、厳しく説諭されてきた、だからこそ、利根も才覚もない身で、ここまで国主として何とかやってこられたのだ(傍線部①)と述懐している。また、元就だけではなく、隆景も元春も同様に様々に異見をなされ、この身が持たないと思つたことがどれほどあつたことか(傍線部②)とも言つている。この書状は、秀就の素行に対する二十一ヶ条に及ぶ訓戒であるから、やや誇張して言つているのかもしれないが、自分が、祖父や叔父達に、どれほど厳しく育てられたのかを言つて聞かせている。本状でも、「御異見是非とも頼申候」と、秀元や、譜代の家臣である広俊の判断を、それがどのよう長門(秀就)の意に添わないことでも、直諫して欲しい、それが、家のため、世を無事にわたるための心得として肝要なのだと重ねて依頼している。本状の表現からも、輝元への訓育の有り様が推量できよう。

その翌年の発信と考えられる宗瑞の書状案には、「隆景元春、我等

若輩之時被仕立候手本有之事二而候条、長門所、秀元広家被押立候事、先祖又者毛利之家御届此時にて候(波線部)とある。この表現からも、若き日、隆景、元春に補佐、教導された輝元の姿が浮かび上がる。

『毛』一六〇 毛利宗瑞輝元書状案

(端裏書)

「宗瑞様

相杜下総所へ之御書之写」

長門罷上候付而、御暇被下候条、罷下候、惣別者、親子ながらも可相詰儀本意候へとも、氣分何とも悪候而、私不成儀候、其上、今度被入御念、国之仕置等此節別而可申付之由被 仰下付而、如此候、(中略) 一、右之条二付而我等存所者、秀元広家半無子細候へとも、家中之ものとも何かと申相候之条、無題目候而も、人之見かけ又人之申さま色々候へハ、外実不及是非儀候条、就何篇、双方縦聊之不合気色儀候共、堪忍候而、一分之身上をは捨二被仕、太体無忘却、何篇日夜双方談合被仕、心底おく底被申相候而、短束氣遣此時候、初而長門出陣之儀と申、前後之家之大事此時にて候条、大形二被存候而ハ、確各之御不覚たるへく候、日頼様被仰置候所も此時之儀候条、彼衆中被守御一通、一度毛利之家御再興二極候、取分此御弓箭中肝要之所二候、聊も兩人。間大形之儀にてハ、確不可有曲之通申縮候、隆景元春、我等若輩之時被仕立候手本有之事二而候条、長門所、秀元広家被押立候事、先祖又者毛利之家御届此時にて候、併御両所之ためにて候之条、是者此方一分之非申事二も候、勿論我等事者、今日迄如此罷居候へは、本願二罷成候二不叶候付而、少も用捨ためらいもなく、まつすく二今

かるのであるが、重ねて、輝元、秀就に対して、疎意などなくお仕えする覚悟であり、また、何か疑義があれば、直接問い糾していただきたい、それが、「日頼様御書之辻」であると誓っているのである。

これまで見てきたように、輝元は、一族の者と様々な場面で、書状をやりとりし、お互いの隔意なき意見交換によって意思疎通を図るところが、「日頼様御書之辻」であると確認しあっているのである。

ここで輝元の述懐を見てみたい。

『毛』一五七

毛利宗瑞輝元書状案

(端裏書)

「御異見之御ケ条〔秀元／広俊〕え一通」

去年長門罷上節、彼是申聞候ツ、然者、其元罷下候而之趣いか、候哉、(中略)

一於爰元長門二行規之儀堅不申聞やうに、世上ニ申け候、尤之儀候、是ニ付而、我等存所も候、其趣者、其元にて別而知音之上方衆之被申事二者、国人之時者、手あらく行規だかに物毎申付可然候、近年宗瑞家中之申付様余緩様候而、不可然候、手あらく申候へハ、人かおそれ可然など、被申たるやうに承候、爰元ニも、少々か様あらく申付候而社、若き者ニ似相、人之驚も候など、下々申たる者も有けに候、それにのり候て、さやう心得たる趣にて候つる、然者、あまりまた下々之者迷惑仕、すくミ候之由、聞及候間、不可然之通申候へハ、合点仕、其後ニハよく候ツる、惣別若候間、礼儀も善悪も万不存候故ニ候、^①乍去、我々などハ人けになき者にて候之間申儀にてハなく候へとも、十一にて親にはなれ、十三にて島根陣へ被召寄、罷出候

而、日頼様御そはに相詰^②、十九ニ成候まで、御そははなれず御奉公申て候、終ニ人体達毛頭不仕、よくもあしくも日頼様御意うか、いほうそんなをおき、親子之間、是こそうへなし之振舞など、被思召候ハんこと不仕候、日頼様御折檻者、内々大形ならぬ事ニ候ツる、今存候者も可有之候、尋可被聞候、其故此歳まで世上うやまい、当世之りこん才覚無之上、大事く朝夕存候而罷過候間、国之主などに成候、今時之趣にハ以外ちかいたる儀たるへく候条、一ツとして我等申事毛頭無之儀候、

(中略)

一自慢心とも候而ハ、一円事候、(中略)いかにも長門其所へ心不行候之間、千万、不可然候、それと申ハ、異見申ものハなく、おそれ候ふり仕、あかめ申はかりにて、人の上結構又者達なる事迄を、かりそめも人申聞、目にも見候故、大事も遠慮も不存候、是者尤候、然間、偏縦氣ニ不合候とも、一筋之御分別を以、御異見是非とも頼申候、影にての御くやミハ更以不入候、先祖家への御届候、併御分別之前候、右申候様、我等事日頼様余御折檻候上ニ、隆景元春さし合種々異見達被申、はや此分にてハ身上統ましきなど、存ほどの事、幾重も候つる、長門事遠国罷居、其上身之ほとハ不存、自満達も有之儀候、わるき分別もなき分候、折檻異見申ものも無之、生なから之分別にてハ、聖人賢人ならてハ、今之世にもよき事あるましく候、た、思案思惟肝要候、とかく異見ニ極候間、とても旁於家儀者御はつしも不成御身上之事候条、無二無三一筋之御覚悟不叶候からハ、御ためらい御用捨、乍勿論不可有之候、あたりはつれ御異見頼存候、それにて長門分別悪候者、互之御時刻と可被思召候、為御

栗内蔵 御申之

元春（花押）

輝元の内意のとおり、何事も遠慮せずに異見すると言っている。この書状にも、「誠 日頼様御一通之ことく、御上又兩人御三人之事」（二重傍線部）とある。

次は、輝元から秀元（元就四男穂田元清の息男で、一時、輝元養子となり嗣子であったが、文禄四年に輝元に実子秀就が生誕したため継嗣を辞す、後、長府藩祖）に宛てた書状である（下関市立長府博物館蔵『長府毛利家文書』注11）。

『長』一四一 毛利輝元書状

呉々長久之基此事候、本望候く、

先度御神文給候、誠御方我等半、如此之不及御心遣儀候へ共、吉例も候条、悦存候、御懇意無申計候、乍勿論此方無二之心底候、何も以一通可申候、今朝も御状本望候、万一以来不審之儀共候者、直に尋可申候、御方も可承候、此分へ者、日頼様被仰置辻無相違、大慶不可過之候、猶重畳可申談候、万吉、恐々謹言、

六月十七日

輝元（花押）

（切封ウハ書）

「（墨引）

右馬

秀元（毛利）

まいる申給へ

輝元「

発信年は確定できないが、秀元からの「神文」（起請文）と、重ねて

書状を受け取ったことへの返信である。私との間に気遣いは無用とし、万一尋ねたいことが出来れば直接確認するから、そちらもそのつもりでいよ、これは、「日頼様被仰置辻」（二重傍線部）に相違はないと断言しているものである。秀元の輝元宛起請文がどのような内容であったのか、この時のものは確認できていないが、次に掲げる起請文から、おおよそは推測できよう。

『毛』一〇三七 毛利秀元自筆起請文

先年心底之趣、以誓昏申上候之處、為御返事、御書、忝致頂戴候、

一重々如申上候、对 殿様 秀就様、乍勿論、毛頭不可存疎意候、弥無二之覚悟候事、

一殿様と私御半、自然讒人申隔候共、被聞召付次第、直二被遂御（元就）糺明、日頼様御書之辻可被成御届之通、不及も尤二奉存、忝御事二候、何ケ度申上候而も、不被残御心底被仰聞、忝之段、生々世々不可致忘却候事、

右於偽申候者、可罷蒙

日本国中大小之神祇、八幡大菩薩、摩利尊支尊天、天満大自在天神、殊二ハ巖島両大明神御討者也、仍起請如件、

慶長六年

宰相

十月廿日

秀元（花押）

宗瑞様

文面から、秀元が何度も同様な起請文や書状を発信していることがわ

謹言、

三月十八日

輝元（花押）

隆景

まいる人々

元春

申給へ

隆景と元春の両名に、「世上一大事時分」であるから、互いの覚悟のためと思い申し上げるのだ（波線部）として、己の不才覚（我等無氣根）、「不調法」ゆえにご両人の「御指南」を仰ぎたい、事が起これば何事も「申談」する所存である、隔心もなくご両人を粗略に扱うなどという気は毛頭ないが、行き届かず意に添わないこともあるかもしれない、しかし、どんなときでも、私に異見を頂戴したいと言っている。「日頼（元就）被仰置御一通之ことく、誠隆景元春、唯今ハ我等三人之儀者」（二重傍線部）とあり、また、末尾でも「日頼、常榮被仰置筋目、致忘却間敷候」としている。

このような輝元の態度に対する元春、隆景の反応をうかがい知ることのできる書状を次に掲げる。輝元の出陣を促す書状であるが、第二項の表現を見ると、この輝元書状を念頭に置いてのものと思われる。

『毛』八四五

吉川元春小早川隆景連署状

（端裏切封ウハ書）

「（墨引）

佐衛

駿河

粟内蔵

御申之

隆景」

追而之御内意之通、重畳被仰聞候、一々存其旨候、

一当時世上之趣、一大事ニ被懸御覽之由、被仰下候、於両人も其申事候、近年之御弓矢、今年ニ相極申候之条、何と様ニも被成御短息、於両人も無緩可致氣遣候、此御弓矢御心遣之儀、誰ニ御はねなされ候するや、のかれさる御事候条、被閣諸事を、明日よりハ御出張之御催御支度可被仰付御事、專一存計候、左候而、敵打出候ハん方角え則ニ被張合、御防可被成御覚悟肝要存候、弥被仰下、両人も存寄候處可申上候、

一世上之事、御一大事ニ被思召候付而、弥御心中之通、重畳具ニ被仰聞候、承知申候、誠 日頼様御一通之ことく、御上又両人御三人之事、乍勿論、御一具の覚悟不及申候、其段を被思召候へハ、万内々大小事共ニ、無御隔心可被仰下候、両人も無用捨存寄候段可申上之由、被成御意候、尤之被仰聞様ニ候、御弓矢むきにおゐてハ、取分存通ハ毎事申上候、於其上も、後之儀、猶以存寄趣少も不殘可申上候、弥可被仰下候、如此被成御意、申上候からハ、少も無用捨可申上候、於向後者、御内儀御心遣之段も、对両人無御~~筋~~可被仰聞候、存寄儀ハ、不致用捨可申上候、右之分ニ両人儀定仕候間、乍恐御心安被思召、可被仰聞候、雖不及申候、御弓矢如此御心遣ニ罷成候御事候間、別条之事ハはたと被指置候て、何之口へ成共上勢罷出、其方角及難儀候者、則御加勢可被成 御覚悟御支度、日夜被仰付可然奉存候、少も御出張御弓矢かたの御催御緩候者、御一大事迄候、両人存当申御事候者、弥可得御意候、猶御吉事重畳可申上候、恐惶謹言、

（天正十年）

卯月二日

隆景（花押）

〱それさまと、たか景さまとたのミ申候、おやに御なり候て、御ちからにも御なり候て かしく

(切封ウハ書)

「 (墨引)

より

もとはる様まいる 人々

つほね

申給へ

」

この書状で、尾崎局は、父元就を喪った元春を弔慰するとともに、輝元のため、元春と隆景との支援を乞うている。「申までハ候ハねとも」、元就の意向を側近くで察していたと思われる局には、今更の感があつたのだろうか、それでも頼まずにはおられない母親の情が込められている。元就の卒去は、毛利家一族に計り知れない衝撃と不安をもたらしただけである。やがて、毛利家は、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康といった勢力との力関係の中で、領国の拡大や支配といったことは別の問題に巻き込まれていくことになる。

次に掲げる書状は、発信年は不明であるが、輝元が「右馬」と称していることから、輝元が右馬頭に叙された天正元年(『毛』三三三三号)以降、元就卒去後のものであることがわかる。書状中でも、元就を法名の「日頼」と呼んでいる。

『吉』一九五

毛利輝元自筆書状

(端裏切封ウハ書)

「 (墨引)

隆景

まいる人々

右馬

元春

申給へ

輝元」

於我等内存者申旧候、

一雖不及申候、当時世上之趣、一大事相極候、左候からハ、とかく申ても不相成儀候条、存寄所をも申候而、今少短息仕見候度候、如此申而も、更々我等無氣根者、可届ハ一円御座有間敷候へとも、さ様申而も、只今何にとも非別条候間、うちくつし申談、御指南次第、善悪二致気遣見可申候、今分にてハ、又何を申ても、はたと成間敷候、其段々ハ、口上ニ申候、

一事新申様と可被思召候へ共、世上一大事時分候条、弥互之覚悟ためにて御座候間、申事候、日頼被仰置御一通之ことく、誠隆

景元春、唯今ハ我等三人之儀者、自然時ハ乍勿論、一具ニ罷成

御事候条、其段存候へは、内々万申談儀、大小少も用捨非申儀候、我等存所をも申、別而内外共ニ被付御心、御指南候者、か

い分可成其心得候、只今とて隔心申儀もなく、御両所対我等疎之御あつかい、毛頭無之候へ共、ことにより御用捨も候へは、

可澄御事も相滞申様候、又内儀、我等気遣之所を、ゑ申候ハて罷居候、当輪〱弓矢之儀まで被仰談候条、何にとも我等一分

気遣さね〱迷惑仕候、其上我等事、無調法候へは、心底疎不存候而も、依事御両所御気色ニ不合儀も有へ候、此条ハ、向

後とても其分たるへく候間、幾よりも〱被仰聞、又申談候而、悪事をハなをし申、互ニ外聞実可然相調候て、事新罷成、令安

堵、きおい候而、今少もかい分かない候ハぬまでも、たしなミ申候て、短息仕可見候、是非共御儀定之一儀ニ相極候条、御内

証承可得其心候、以其上条々可申入候、我等事、善ニも悪ニも、日頼、常業被仰置筋目、致忘却間敷候、万吉重疊可申候、恐々

(永禄十一年)

六月八日

内蔵丞殿

隆景(花押)

輝元の書状に対して、自分は子どもも居らず縁者もないため輝元のみを偏に頼りにすると言ひ、また、「上」(元就)もお歳を召している故に、今のうちに何事もよくよく聞いておくのがよいと助言している(波線部)。この書状から、隆景が「御当家長久之念願計二候」(二重傍線部)との思いを抱き、毛利家当主輝元に接していたことがわかる。

これらの書状に直截的な表現はないにしても、各々の思いの根底には、毛利家第一の「三家無二」があるのではないかと読み取ることは許されるのではないだろうか。

この時期の元就は、「高齢で病気がちのなか、輝元の時代を見すえて、内外の不穏な勢力を取り除くとともに、新たな領国支配機構を構築する必要に迫られ」、「死没する前に輝元を補佐する『御四人』制を創出した」と考えられている(注⁹)。他家を嗣いだ吉川元春・小早川隆景に福原貞俊・口羽通良という譜代の家臣を加えた構成である。元春と隆景は、「毛利氏の支配機構中枢に明確に位置づけられ、法的機構的に一体となって運営を担う形」(注¹⁰)になったことになり、ここに至り、吉川家、小早川家は、毛利家と対等に近い別の家という立場というよりも、家臣団の中に取り込まれたような扱ひになったということであろう。とすれば、隆元存命中、「三子教訓状」に元就が表明した毛利家第一の「三家無二」の内実も、変質していったと言わざるを得ないことになる。しかし、元就が隆元を喪い、晩年となって構想したその領国支配の構造と、彼らの意識の中にある三家の関係とは必ずしも完

全に一致していたわけでもないように思われる。しかも、毛利家と吉川家、小早川家との関係がどう変化しようとも、目標とするのは、「毛利家の存続」であることに変わりはないことも確かである。毛利家を取り巻く政情、^外の変化、そして、毛利家内の事情、^内の変化の中、毛利家家訓は、どのような形をとって、次の世代に受け継がれていったのであろうか。

次項では、元就卒去後の毛利一族の変化を追いながら、輝元世代に受け継がれていった家訓のあり方を確認してみたい。

三 元就卒去後の毛利家と輝元 — 日頼様御一通 —

元就は、後顧の憂いを断つための方策として、輝元を補佐する執行組織を作った。譜代の家臣とともに毛利家の中枢に参画することになった元春と隆景は、隆元代とはやや異なった立場となったと考えられているが、輝元の叔父であるからには、元就卒去後は、血族としても輝元を支えることに、一層腐心したと思われる。毛利家には、元就卒去の折、尾崎局から吉川元春に発信された書状が残されている。

『毛』二三六 毛利隆元夫人大内氏消息

くたされ候へく候、うちのミ申候く、申までハ候ハね

とも、申事ニて候、御悦かさねく申候へく候、

さてもく(元就)ちいさまの事、御としよりとハ申ながら、かやうにふとの事とおもひまいらせ候ハぬニ、ふしきに御かくれ候て、中くちからおとし、申もおろかニて候、をなし御事に、さそくと、御しん中おしハかりまいらせ候、てるもとの御事、ひとへに

今度之種々忝段、申疎候、恐惶謹言、

六月九日

元春（花押）

輝元様 まいる 御返人々御申

隆元之恩義を思い輝元に奉公しているのだから、余計な心配は無用であるといい、隆元の名を頻りに出している（傍線部）。そして、隆元に対していた時と同じ心持ちでいるのだ、自分も輝元と同じ心持ちでどこまでも奉公する、どのようなことでも率直に隔心なく言い合おう（二重傍線部）と認めているのである。隆元時代に変わらぬ心持ちで輝元に対するという態度は、元就の訓戒を念頭に置いてのことではなからうか。

では、隆景はどのように接していたのであろうか。隆景の輝元に対する直截な訓戒も見いだせていないが、次の書状から、その思いをうかがい知ることができよう。宛名は、輝元側近の内蔵丞（粟屋元種）であるが、これも実質的には輝元宛であらう。

『毛』八二〇 小早川隆景自筆書状

（端裏切封ウハ書）

「（墨引）

内蔵丞殿

佐衛

隆景」

返々、御懇書忝候く、又立雪にての御あらましも、以前そとく物語被仕之条、承候、又彼心持御推量尤二候く、御書具致拜見候、

一下口之儀、如御意、長野不慮之儀付而相破、既被成御出張儀二

候、元春我等事、御意次第、関表可罷下との申事二候、其付而御懇二被仰聞通、誠二目出度候、涯分可致短足之条、聽而可為御本意候、

一別而向後之儀可致馳走之通、被仰聞候、殊御心底之程こまく被成御意候、一段難有存計二候、御意こそ疎二候へ、御当家長久之念願計二候、御家諸事之御操御大儀二被思召候よし、誠々無余儀御事二候、前々二替候て、大篇之国数御裁判之儀候處、可然人ハ無之候て、何共御心遣なる事までとの、内々も申事二候、

一今程ハ諸篇 上との御内談細々被召候而見へ申候条、于心二候、彼是人之心持共、よく御尋候ておかせられ候ハん事專二候、六かしき様ニ 上二ハ被思召、御事繁キ時共ハ、しかく無御返事候共、切々何事も尋御申干要候、彼御一命之内、御家来六かしき事共、其外何事も御定候ハてハ、後之御太儀にて候、何篇御分別参候間、目出度候、

一是ハ次而之申事二候、正月にて御座候ツる、くたされゑ候て、おうへにて申上候様ニ、我等事ハ、取分 輝元様御一身を、勿論ながら頼存計にて候、上二ハ御年寄られ候、又子共一人もち候ハす候、縁者なども無之候、唯一身之事二候へハ、別而被懸御目候ハてハ、少も無頼方候、我等於覚悟者、ゆ二も水二も一篇之儀不及申候、更々無他事候、

一似相之儀ハ、存寄所可申上候、御内状にて御用之儀共可被仰聞候く、呉々御懇二被思召寄、種々被仰聞候事、行末も御頼敷、安堵、忝さ、更々無申計候く、何れもくハしく又々従是可申上候く、恐々謹言、

『吉』一九四号と同様な表現が見られる(傍線部①)。ここでは、「御兩人御指南おもつて」と元春とともに隆景にも同じ思い(「御方御事親にも兄弟にも相頼入候条、礪御指南頼申候」)で接していることを表明している。統領としての我が器量への不安と毛利の家を相続させるという大任とを十分に自覚している表現となっている。

そのような輝元に対して、元春も覚悟をもって応えようと言っている。

『毛』七九二 吉川元春自筆書状

(端裏切封ウハ書)

「(墨引)

治部

輝元様 まいる 人々御申 元春」

返々、御懇之儀、難申尽候、更々心中之程ハ不得申候、辻ハ何事もく、聊無御隔心可被仰下候、我等も可申上候く、一段御心安取分被思召候て、自然参候時ハ、ひたくとないけなくめされ候而可被下候、おもてむき事ハきツと御座候ハて不叶儀候、こなたよりハ如何候間、隆景一人めしよせられ候時も御座あり、又我等一人めしよせられ候事も御座候候て、存より候とり申上、又被仰下候やうにあり度候、兩人一度二もめしよせられ、其段ハさたまり申間敷候、元資事、是又被懸御目候者可忝候く、万々申上度事候へ共、先々凡申上候、重々可申上候く、

御書致拜見候、殊具二被仰下候、忝奉存候、加様之儀者、従是社

可申上候處、御懇之段、更以難申尽候、向後之儀、猶以不被御心隔、御用等、内外共被仰聞候者、可目出度候、一切不可存油断候、我等事隆元取分被懸御目候、其段不致忘却候、誠隆元于今御座候ハん二ハと存計候く、如此内々存置候間、輝元へおもてむきの御奉公者勿論候、別而致馳走と廉申上度候、我等存より候程之儀者、御為之事申も上、心遣仕候而、馳走可申候、かやうにこまくことをわけられ被仰聞候ハす候共、涯分於我等ハ水そこ迄も奉公申へく存候間、かやう御心遣をなされ被仰聞候へハ、却而迷惑候、隆元と我等御半之事、人の存候御懇之儀共候、かやうの事御方様へそく申上度候、左候者、さてハそれほと二候つるやと可被思召候間、いつも不存忘候間、輝元へ奉公申、隆元之御恩を送申度候、我等身上之事も、我とわか身をハ不存物候間、被仰聞候者、可目出度候、何たる儀にても候へかし、御方様被仰聞候儀、二人と申間敷候、如此被思召候へ共、如何元春可存候哉と被思召候而ハ、無曲存候、悪事を被仰聞候共、輝元之如此被仰下候、あしき御存分共申間敷候間、何事も被仰聞、存寄候事ハ可申上候、我等申儀も、不可然儀をハ、ミつくにて可被仰下候、左候而、御心安被思召、別而御奉公申度候、我等如此被仰下候間、従今日ハ、御為不可然儀をハミつくにて可申上候、左候者、誰々にて可申上候哉、御内証可被仰聞候、何たる被仰聞間敷程の儀にて候共、被仰下候者、可目出候、隆元我等御半之様ニ馳走申度候、何も面ニ御物語申度事候、かやう申上候事、御おんミツ可目出候、被仰下候儀も、我等一人之むねたるへく候く、呉々御懇被仰聞候、更心中之程ハ不得申候、何も佐東ニ御逗留候ハ、罷下候ハん時、参候而、重疊得御心、可罷下候、何様在所より具可申上候、

自然の時ハ、たのミになり候様と存候、御次而も候する時ハ、

よそ事之様に御申候て、上之御口ひき御聞候て可被下候、

一向後只今よりの悴家之彼是申付さま、心へ之趣とも、被仰召当候する事、以一書被仰聞候ハ、可忝候、可申談候、

一不及申候へとも、自然向後何篇御用捨之様とも候てハ、礫無曲可存置候、近比御とり乱之砌、長文にて申候事心なく候へとも、我等内意之趣申入候様候、御すきに御らん候て可被下候、恐々謹言、

十二月十三日

輝元(花押)

元春まいる人々

申給へ

此二通、御すきに御らん候て可被下候、恐々かしく、(下略)

この書状では、輝元は、「無器量無才覚二生申」、「誠めい仁之上之御手次二生合候こと、我等ふうんまで候、親祖父之儀ハ不及申、先祖之御ためまで口惜候、毛利之家之儀、我等代にきつおつけ申まで候」など、父隆元と同様な自己評価を下している。我が境遇を「常栄にハ十一にてはなれ申、終親之異見請不申、誰指南仕候者候ハて」と述懐しているが、輝元は、隆元在世の時も卒去の後も、元就に万事指示を仰ぎ、異見もされていたはずである(注8)。それとは別に、「御方様之こと、親にも兄弟にも打頼申一念候」であると元春の誘掖を願っているのである。

永禄十一年、与州(伊予国)を平定したものの、大友氏との和平が破れ、元春、隆景は九州へ渡航し転戦することになった。その戦況を承けての書状を次に掲げた。

「吉」一一八一 毛利輝元自筆書状

返々、何篇頼申計候、

一筆令申候、仍今度下口不慮之儀出来、何ともせうし一大事成行候、就其御兩人御事も至関御渡候而、一行可被仰付之由候、与州御帰陳候て今日まで少も御くつろきなく、又下へ御出候事、申疎候へ共、悴家ため如此御馳走御短息こと打続之御辛勞、更難申尽候、心中存程ハ不申入候、口惜敷候、向後者、御方御事親にも兄弟にも相頼入候条、礫御指南頼申候、ついてなから、我等内存之通申入候、我事せうとく無器用無才覚生候条、何ともれうけんおよはつ候、さりなから、生つきたる無器用ハ、更二けいこにもならさる事候、其段存砌候、然間、悴家之儀可相続事存寄候、さりなから、はつされさる儀候条、かなわぬまでも涯分御兩人御指南おもつて、其氣遣可仕候、向後之儀何とも一大事まで候すると存候、具申度候へ共、取乱砌候条、不申候、以面彼是申度候へ共、御方我等すきおためらい候て一日く打過条、先書状にてあらまし令申候、東堂以前あらかた此等之趣申候ハされとも、御らんし候様さかし過たる人候条、可申事のこし置候、何も以面可申候、吉事御慶重畳可申承候、恐々謹言、

(永禄十一年)

六月七日

輝元(花押)

(切封ウハ書)

「(墨引)

少太

元春まいる人々

輝元

申給へ

『毛』三五

小早川隆景起請文

- 一 御心底之通、被仰聞、千万忝之事、
- 一 自然我等身上之事、和讒申者御座候共、不可有御許容之由、忝存候、然間、直二被成御尋、可申上候事
- 一 向後之儀、悴心中不殘、何篇可申上之由、存其旨候事、
- 一 御内儀可被仰聞事、一言不可致他言事、
- 一 私進退之事、一篇奉頼事、
- 右之意趣、若於偽者、可罷蒙
- 梵天、帝釈、四大天玉、惣而日本国中大小神祇、殊者氏神祇齒牛頭天王、別而嚴島兩大明神、八幡大菩薩、摩利支尊天王、天満大自在天神御討者也、仍起請文如件、

永祿十二年十二月十六日

(小早川)
隆景(花押血判)

輝元様 参

これらから輝元が、何度も、叔父達と意志確認をしていたことがわかる。

次の二通は、ともに元春宛に発信されたものであるが、言葉を尽くして誘掖を願っている。

『吉』一九四

毛利輝元自筆書状

(端裏切封ウハ書)

「(墨引)

元春

まいる人々

申給へ

少輔大郎

輝元

」

我等悴心底之趣、頓可申候處、兎角取乱候付而、申後、心外存候、

一 今度ハ不思議に以御心遣、各々何事なく御上国候、悴家之儀ハ不及申、他家之案堵此事候、

一 然時者、悴家之儀、相統候かと本望存候、於于今者、我等心底一大事と存置候、就夫我等内存申候、

一 我等事、誠無器量無才覚二生申、其上常榮にハ十一にてはなれ申、終親之異見請不申、誰指南仕候者候ハて、如此打過申候、

殊西東も不存候者に、さま／＼之はかりことおまハし、我々おぬき、何とやうにもよく仕候すると仕候異見之一言も申候物ハ

無御座候、可有御推量候、誠我々ことハ、兄弟之一人も御座なく候、手も力もなき趣候、無曲候、不入事候上おこそまなこに

仕罷居候、御方様之こと、親にも兄弟二も打頼申一念候、被成御分別候者、生々世々可忝候、

一 我々こと、誠めい仁之上之御手次二生合候こと、我等ふうんまて候、親祖父之儀ハ不及申、先祖之御ためまで口惜候、毛利之家之儀、我等代にきつおつけ申まで候、無曲存置候、誠かほと

御年寄之上二一度悴家相統候様に御短息候にと無念存計候、可被成御分別候、弓矢ハ次第／＼手広罷成、しまりハ候ハて如此

成行候、其上よき内者ハ候ハて、よくひれたる物はかりにて、我々お我々と存者一人も候ハす候為、一一大事と存まで候、遠

海へ少舟乗出し候心之様候、それハまたもの事候、

一 向後者、ひつかけ候て覚悟仕候ハてにて候、いかにも当城之儀、余／＼手広候て、中／＼おかしき物候、是非一城こしらへ候て、

(切封ウハ書)

「(墨引)

治部少輔

輝元 まいる 人々御申

元春」

次の起請文も、その表現と日付から輝元と元春との間に交わされたものと思われる。

『吉』一九一 毛利輝元自筆記請文

我等悴心底之趣、頓に可申入候處、打過心外存候、

一 雖不及申候、我等事、対申御方様、毛頭不相構別心、無二二打頼申一念之事、

一 我等事、若輩之儀候条、自然いかやうなる者とも候て、御方様我等半之儀、雜説とも申懸候者、直二互二可申承候事、

一 今度之於立花陣之御心遣御辛勞之段、於輝元少も不可致忘却事、一 御方様内儀、ミつくにて被仰聞こと、一言も不可致他言候事、一 申も疎候へとも、此以後者、内外とも二諸事心底不殘、可申談候事、

右之五ヶ条、於輝元若偽申候者、可罷蒙

梵天帝釈、四大天王、惣而日本国中大小神祇、殊 嚴島大明神、八幡大菩薩、別而者摩利支尊天王、天満大自在天神御討者也、仍起請文如件、

永祿十二年十二月十日

輝元(血判花押)

元春 まいる

『毛』三四

吉川元春起請文

御心底之趣、条々被仰聞候、誠忝、過分至極候、就其、悴愚意申上候、

一 対我等、猶以向後不被置御心、御用等可被仰聞之由、忝存候之事、

一 御方様我等御半之儀、自然讒者申成子細候者、直被成御尋、從此方タも可申上由、被仰下候、生々世々奉存忝候事、

一 今度於立花陣、致悴氣遣之段、向後御忘却有間敷通、被仰聞、忝存候之事、

一 以蜜々御尋之儀付而、悴愚意申上候する事、於何事も御他言有間敷之由、被仰聞候、過分此事候、乍勿論、於我等も、被仰出候する儀、一言も他言有間敷之事、

一 向後、弥内外共、諸事、不被殘御心底、可被仰聞之由、忝候、於我等も、不殘内心可申上之事、

右五ヶ条、御返事申上候段、元春於偽申者、可罷蒙

梵天、帝釈、四大天王、惣而日本国中大小神祇、殊者 嚴島両大明神、八幡大菩薩、別而者 摩利支尊天王、天満大自在天神御討者也、仍起請文如件、

永祿十二年十二月吉日

元春(花押血判)

輝元 参

駿河守

筑前国立花城での戦いにつき謝した上、永徳十年と同じく、隔意なきことをお互いに誓っている。次の隆景の起請文も、発信年月日からいつて、輝元の起請文を承けてのことであろうと推断できるが、輝元発信の起請文は確認できていない。

さて、ここまで、元就と尾崎局の書状から、隆元卒去後の輝元への訓育の一端を見てきたが、例えば、元就から輝元への書状に直截に毛利家第一の「三家無二」の発想を元にした訓戒を見いだすことができていない。

しかし、後に、輝元は、「日頼御一通のことく、三家之内一人かけも候へは、何も三家滅亡まで候、是非共此時 日頼御一通之御届ニ被成御堪忍」と明記している(『吉』一九六号―後述)。この記述から、「三子教訓状」を読み、元就の意向を理解した上での発想であることがうかがえるが、輝元がこの元就の願いを承け継いで、家を存続させるための「秘事」として肝に銘じたのは、この「日頼御一通」の存在ゆえだけではなかったはずである。以下、輝元と元春、隆景との関係がうかがわせる書状を掲げ、輝元への訓育の有り様を推量してみたい。

『吉』一九三

毛利輝元自筆書状

(鑑裏檢封ウハ書)

「(墨引)

少太

元春

輝元

まいる 申給

」

事新様に候へ共、令啓候、三家之儀、申合候ハて不叶儀候、

一常栄代之^(隆元)ことく、無二之御馳走可為本望候、勿論我々も其覚悟

一篇候事、

一自然旁我々半之儀、虚言之取沙汰候はん時は、直二内談可申事、

一廉之題目ハ、何事も直談申可相調事、

右旨趣、日本国中大小神祇、殊厳島大明神、八幡大菩薩も照覽

候へ、不可有偽候、立雪可有御演説候、恐々謹言、

永禄十

九月四日

輝元(花押)

この書状は、永禄十年九月四日に発信された輝元から吉川元春への書状である。傍線部のように「三家之儀」は、お互いに申し合わせなければならぬ、常栄(隆元)の時と同様にお互いに意思疎通を図るべきであるとしている。この書状への元春の返答が、書状の表現(傍線部)と発信年月日から、次の起請文であろうと思われる。

『毛』三三一

吉川元春起請文

就向後御三家之儀、条々被仰聞之旨、誠忝奉存候、

一如御意、常栄不相易御代、無二可致奉公候、申上も疎候、別而

可被加御懇意御覚悟之由、被仰聞候、忝存候事、

一自今以後、就身上之儀、自然和讒等申儀候者、直可被成御尋之

通、被仰聞候、千万忝、致安堵候、於我等も、承子細等御座候

者、直可得御意候事、

一廉之題目之時ハ、直可被仰聞之由、存其旨候、我等存当程之

儀、直可申上候事、此旨於偽者、可罷蒙

日本国中大小神祇、当国厳島両大明神、殊氏神宮崎八幡大菩薩、

祇園牛頭天王御罰候、此等之趣、可預御心得候、恐惶謹言、

(吉川)

永禄十年

治部少輔

九月八日

元春(花押)

何ともとかく申はかり候ハす候、てるもともこのたひの御事ハ、せひとも御かた／＼さま御とうせん(同然)にしもまていてまいらせ候ハてハとの事ニて候、いづれも下くちの御事、やかておほしめすま、ニ御(懸)ひまあき、御かいちんおハしまし候するま、いよ／＼めてたき御事のミ、かさね／＼申うけ給候へく候、又この二おりに御けさんに入まいらせ候、めてたく御悦はかりニて候、めてたく又々かしく、

一ふて申まいらせ候、まつ／＼(伊予)こんと下くちへ御ちん(陣立)たちの御事、まことに／＼いよ(伊予)より御かいちん(凱陣)をハしまし候て、すこしも御くつろぎ候ハて、うちつ、き又しもくちへ御ちんたちおハしまし候御事、御し(辛勞)んらう御大きとも、なか／＼申せはおろかの御事ニて候、てるもとためをおほしめして、かやうに御しんらうめされ候御事、まことに／＼もツたいなきとの申事ニて候、このたひの御ち(馳走)そうのたん、なか／＼とかく申つくしかたく存まいらせ候、てるもと事としおさなく候へハ、かやうの御おん(恩)のほとをも、しか／＼とふんへツ申ましきとおほしめし候するま、ない／＼わかミよりもよく／＼申入候へとの申事ニて候、めてたく御悦候、かしく、

(切封ウハ書) 「(墨引) お(尾崎)き

御(元巻)やとへ(近衆)まいる御きんしゆ

より
つほね
申給へ

また、次の書状でも、尾崎局は、弟の内藤隆春に託された元就の指

示内容を輝元にしかと申し聞かせると何度も認めている(傍線部)。宛先は、元就側近の桂就宣であるが、実質的には元就へ宛てたものであろう。波線部「なに事もたかもとの御とき二ちかひまいらせ候事御いり候ましく候」に、尾崎局の強い決意が込められている(注7)。

『毛』三三九 毛利隆元夫人内氏消息

そのふんにこそ申まいらせ候、いよ／＼とてもかいふんわれ／＼ゆたんなく申きかせまいらせ候へく候、そのたん御心やすくおほしめされ候へく候、し(自然)せんゆたん(油断)の事とも御いり候するときハ、こなたへ御ともしなくおほせきかせられ候する事、何よりめてたく思ひまいらせ候へく候御悦又々かしく、

たかはるニておほせきかせられ候御事、いち／＼こゝろゑまいらせ候、いせんも五りう御(宍戸隆家室毛利氏)かもしまへも申まいらせ候ことく、われ／＼かやうに候ていまいらせ候するほとニては、てるも(輝元)となひ／＼のこゝろもちの事ハ、かいふん(難分)われ／＼ゆたんなく申きかせ候するま、そのたんに(隆元)おき候てハ、御きつかひ御いり候ましく候、なに事(隆元)もたかもとの御とき二ちかひまいらせ候事御いり候ましく候、てるもともなひ／＼

(切封ウハ書) 「(墨引) お(尾崎)き

より
まいる かつら さへもん大夫との
御申給

中の丸が、度々尾崎局のところへ出向き、様々なことを相談している様子が見える。この書状は、中の丸を通じて、尾崎局に総領教育に力を注ぐよう指示しているものである。隆元亡き後、この非常事態を一族で乗り越えようとしたはずではあるが、母親もますます重い責任を背負うことになる。それは、「内をば母親を以ておさめ、外をば父親を以て治候と申金言」(『毛』五四三号元就自筆書状)を、まさに実践せよという元就の強い意志の表れでもあったのではないだろうか。次の書状は、宛先は不明であるが、飲酒に関する注意であること、また傍線部「よくくなくおほせられ候」、「ないく御心をつけられ候」から、尾崎局へのものと推断される。

『毛』五九九

毛利元就自筆書状

ひとひのころ、此事さしたて申上まいらせ候ハんとそんち候ツるを、少うちすぎ候ところに、むしけおこりまいらせ候ま、申さす候、むしけすなハちよくなりまいらせ候事、何よりく大けい此事候間、申まいらせ候、^(輝元)てるもと事、一日ころよりさけをちとくくのミ候て見え候、すゑのかさなとに一ツ二ツほとなどハくるしからす候、中わんに二ツはかりものミ候へハ、人もしひ候物にて候間、何としてもあかりまいらせ候事にて候、ひやするわんに一ツ二ツほとならてハのミ候ハぬやうに、よくくなくおほせられ候へく候く、我くおやこむらの事ハ、ことくくさけにてはて、候ほとに、かやうの申事にて候く、さけを御のませ候ハぬやう、ないく御心をつけられ候てたまハるへく候く、此事かんえうまでにて候く、我々おや、^(輝元)おうし、^(興元)あに、みなくさけにてはて候、おうし三十三、おや三十九、あに廿四、こ

とくくさけさけはかりにてはて候く、^(下戸)けこにて我々かやうになかいきつかまつり候、さけのミ候ハすハ、七十八十までけんこに候て、めてたかるへく候く、御よろこひかさねく申上まいらせ候、めてたく又々かしく、

飲酒については、輝元も後に、嫡子秀就にたびたび訓戒している(『毛』一一四八号、一一五三号、一一五七号など)、内々に、よほど言い聞かせられたものであろう。

尾崎局が、元就の折々の指示を仰ぎながら、輝元の総領教育に取り組んでいたことは、次の二通の書状からもうかがえる(傍線部)。

『毛』六〇〇

毛利元就自筆書状

此ほとはいさ、か申まいらせ候事候て、御心をうけ候ところに、てる元二おほせわけれ、こまくとうけ給候、まことにくめてたく候、めてたく候、ことにてる元よりもあひたつねられ候事共候ま、さやうの事又かれこれ申まいらせ候、申わけられかたく候へ共、御たつね候て、きこしめされ候て給へく候く、くれくよろつめてたく候く、かしく、

(切封ウハ書)

「(墨引)

むま

(小侍従)

こし、う殿 □ 申給へ

もと就

『吉』二二六

毛利隆元夫人大内氏消息

返く、うちつ、きかやうに御しんらうおハしまし候御事、

(切封ウハ書)

「(墨引)

おさき

さ、め

御やとへまいる

より
こし、う

人々申給へ

」

用件は、土用の供養法に係る報告であるが、傍線部を見ると、「幸鶴が私や傅役の国司元武の言うことを聞かない、あなた様の言うことは聞くようですから、言ってやって下さい」という訴えも、尾崎局が伝えたかったことだったことがわかる。この書状と同様のやりとりが幾たびもあったであろうことは容易に推測できる。

隆元と尾崎局は、元就を始め、周囲の人々の協力を得ながら、幸鶴の成長を見守ると同時に、協力して訓育にあたっている。幸鶴の年齢を思えば当然のことではあるが、ここには、「三家無二」の発想に基づいた訓戒はまだ見受けられない。

元就が「三子教訓状」に認めた毛利家の力の保持を第一とする「三家無二」の思いが変わることはなかったはずであるが、次項では、隆元を喪った毛利家がどのように動いていたのかを見ておきたい。

二 隆元卒去後の訓育

隆元は、幸鶴の元服を迎えることなくこの世を去った。次に掲げるのは、幸鶴の元服を心待ちにする元就の率直な思いが溢れる元就継室中の丸宛の書状である(注6)。

『毛』六〇二

毛利元就自筆書状

(端裏切封ウハ書)

「(墨引)

(中ノ丸)

中 又 まいる

申給へ

もと就」

より

なをく、此文、人など候ハぬすきに、そとく御めにかけて
させ給ひ候へく候、さ候而、又御ちらし候ましく候く、
又申まいらせ候、おさきへおりに御出よし、ひとひうけ給候ッ
る、おさきにもさやうにおほしめし候ハ、しかるへくこそ候へ
く、我く事、さいく文なり共御まいらせ候ハんするを、こ、
もとこちあつかひハかりにて、ふさた申候、くちおしく候、御
心ゑ候て給へく候、こうつるいよくせいしん候ハんと、何より
くめてたく、月ほしと、これのミ思ひまち入候ハかりにて候
く、中く申もおろかにて候、申におよひ候ハねとも、何事も
くきふんらしく、すちめらしく候やうに、ないくいよくか
もし御いけんかんえうに候く、さた京よりの御つかひ、ちか
くくたられ候するま、けんふく共候するま、はやくおと
こになり候するま、我々大けいまんそくにて候、めてたく又々
かしく、

傍線部「こうつるいよくせいしん候ハんと」から、輝元が元服する
永祿八年(一五六五)二月頃の発信と推測される。今か今かと待望し
ていた幸鶴の成人を迎える祖父の心情が吐露されているが、それと同
時に、二重傍線部では、「何事もくきふんらしく、すちめらしく候
やうに」と、輝元が正統としての器量を示せるようにするには、一層
「かもし」(生母尾崎局)の訓育が重要であると言っている。文面から、

いたと幸鶴に陣中から認められたものである。十一月十三日の発信であるのも、この祝儀が十一月十五日近くに予定されていたらしいことがうかがわせる。

これらの祝儀の他に、隆元は折々に幸鶴に開陣の近いことを知らせたり(『毛』六一一号)、桃(同六〇五号)や「あわび」(同六一〇号)を送ったり、「かい鳥」の世話を頼むと同時に、手許の「しと」、「(巫鳥)を見せたいと書いたり(同六〇七号)、父親らしい心遣いを見せている。もちろん、隆元だけでなく、元就も幸鶴に対して、同様な気遣いを見せている。

一方、次のような書状も残されている。

『毛』六一二 毛利隆元自筆書状

返々、めつらしからす候へ共、一色まいらせ候、く、御ふみめてたく候、こ、もとなに事候ハす候、ちかくに中途迄かいちんにて候ま、可御心安候、さてハ一色まいらせ候、この国の物にて候ま、御しやうくわんあるへく候、そこもと何事も候ハぬよし、しかるへく候、よろツかさねて申承候へく候、返々、さのミ□とほく共、あそひニハ御くたり候ましく候、かもしのいけん御き、候ハすハ、くせ事たるへく候、我々るすとして、人まかせにハ無やうにて候、御ころへニ申候、めてたく恐々謹言、

十月十七日

隆元(花押)

(切封ハキ)
「(墨引)
幸鶴殿
御返事

(種)
ちんより
隆元
御返事

幸鶴からの便りへの返事として、中途まで開陣できるだろうから安心するように、また、滞在地の名品を届けさせるから賞翫せよと書きながら、後半の傍線部では、一転、厳しい口調で説諭している。「かもしのいけん御き、候ハすハ、くせ事たるへく候」の背景には、おそらく幸鶴生母である室尾崎局からの訴えが届いていたものである。この隆元の書状に直接対応するものではないが、次のような書状が残されている。

『毛』二三〇 毛利隆元夫人大内氏消息

すけ六にも、かうつるきけんにさわり候とも、よくいけんをも申候へと、この物かへり候するとき御ゆわせ候へく候、われく申事おは一かうき、まいらせ候ハす候、そなたより御申候事をこそおそれ候ま、申事にて候、このふみこなたへ給候へく候、又々かしく、さとまいらせ候よし申候ま、とりむかるまいらせ候、われくよりかやうに申候とハ御申候ましく候、いつものとようのくようほうなどの事とも、よく御申つけ候へく候、御事しくおハしまし候ハんま、申事にて候、六月のとようにも、とかく候て、くようほうのさたも御いり候ハす候、さりなから、まんくわんしなどにておハしまし候御事ハしりまいらせ候ハす候、御心へニ申まいらせ候、又かうつるかたへわれく申事とも、すけ六などかいけんとも、よくき、候へと御申て給候へく候、又々かしく、

もよらなかつたであろう。

次に掲げる二通は、隆元が幸鶴の成長に係る祝儀について認めたものである（以下、書状の引用にあたり、紙幅の都合で、抄出にとどめたものもある）。

『毛』六八四 毛利隆元自筆書状

（端裏捻封ウハ書）

「（墨引）

かうつるかみおきの事

左太

隆元」

返々、多分粟屋国司之衆共仕候哉、さやうの引付も又不入事も可有候歟、さ申候ても、其衆二人なく候ハ、不成事たるへく候、され共、又ちとハ其すしめも可入候哉、他名之衆にも見かけハなく候、

幸鶴当年か^{（髮置）}ミおき可仕年にて候、然者、今月霜月ニ仕物にて候由候て、ひかし^{（元就側室小幡氏）}かたより申下し候、人差上候て、祝儀可相調存候、就其申上候、かミおきの時、^{（傳）}もりを相定申付物にて候由申候、何とも今迄ハ思案不仕、更心当もなく候、雖然、申付候ハて不叶事にてハ候するか、いか、可仕候哉、もりと申候事、大事之儀候間、能々見計、又思案仕候ハてハ不成事候、被成御思案候て、被仰聞度候く、重畳申上、又可被仰聞候、恐惶かしく、

「髮置」とは、「子どもが、生後、剃っていた髪を、初めて蓄える祝儀。男女とも二、三歳ごろに行い、その日も一定していなかったが、江戸時代、民間では三歳の賀として、十一月の吉日、多くは十五日に行わ

れるようになった」（『角川古語大辞典』「髮置」項）ものである。『大日本古文書』がこの書状の発信年を「蓋シ弘治元年（筆者注…一五五五）十一月ノモノナラン」と推定しているのは、幸鶴が天文二十二年（一五五三）生まれであるためであろう。宛名は、左太（桂元忠）となっているが、実質的には、髮置の時の傅役を誰にしようかという元就への相談である（注5）。

次の書状は、「紐直」（帯解）に関するものである。

『毛』六〇四 毛利隆元自筆書状

（端裏切封ウハ書）

「（墨引）

より

幸鶴殿 まいる 申給へ 隆元」
そのひも^{（紐直）}なおしのこと、申上せ候、ちい^{（祖父様）}さまへ申候て、御おひ御給候する事、めてたかるへく候、くハしくかもしへ申まいらせ候く、めてたく御さうまち申候く、恐々謹言、

十一月十三日

たか元（花押）

かうつるとの まいる 申給へ

「紐直」とは、「子どもの着物についている付紐を取り、帯をし始めるための祝儀。十一月中の吉日に、禁中や高貴の家では男女九歳、地下においては五歳の子どもについて行い、古くは七歳であったというが（日次紀事）、江戸時代、民間にあつては『紐解（女兒七歳之賀）（書言字考）』と考えられており、その日も多く十一月十五日が当てられた」（『角川古語大辞典』「帯解」項）ものである。この祝儀にあたり、「ちいさま」（元就）に帯の調達を依頼し、また万事「かもし」（生母）に話してお

毛利家家訓の継承（二）

五 條 小 枝 子

はじめに

『毛利家文書』には、数多くの書状が収載されているが、軍略や領国の経営・支配等に関する「掟」は何通か見いだせるものの、「内々の儀」に関する「家訓」は、それと見いだすことができない。しかし、毛利一族に関わる書状がこれだけ残されているということは、おそらく毛利家の中に、様々な場面で発信された書状を、訓戒として保管し、置文とするという意識があったのではないかと推量される。

そこで、前稿では、『毛利家文書』四〇五号（以下『毛』と略称する）^{（注1）}、いわゆる「三子教訓状」を一例として、毛利元就が残そうとした訓戒の要を探り、元就の訓戒を家訓として長く保つに至った意識はどのように醸成されたのかを探ってみた^{（注2）}。

元就は、毛利の家の存続を願い、そのためには毛利家を嗣いだ隆元と他家を嗣いだ元春、隆景の緊密な協力が必要であることを繰り返して説いている。また、元春も隆景も、毛利の家が確かな力を持つていればこそ、その力によってそれぞれの家を存分に治められる、三人の間柄に少しでも隔意があれば、直ちに三人ともが滅亡する、つまり、「三家無二」であることが、家を保つ「秘事」なのであるともしている（『毛』四〇六号）。同時に、書状の保管や訓戒の継承も度々求めている。隆元は、己の器量不足の自覚から^{（注3）}、その元就の願いを実直に受け

とめ、実践しようとした。その態度が、元就が書き置いた事柄を家訓として保持する意識の定着化へとつながったのではないかとも考えられる。

毛利隆元は、永祿六年（一五六三）八月四日、和智氏の饗応を受けた後、急逝する。時に四十一歳、嫡男の幸鶴（輝元）は、まだ十一歳であった。隆元は、天文十五年（一五四六）四月から翌十六年六月までの間に家督相続したと推定されている^{（注4）}が、その後も元就が実権を掌握していた。とはいえ、当主を失うことは、毛利家にとって一大事であったはずであり、一族が団結して、幼い輝元を当主とする家を守るうとしたのは当然のことであろう。

本稿では、まず、隆元の輝元への訓育の様子を大まかに把握した上で、隆元卒去後、そして元就卒去後の毛利一族の動きを確認するとともに、前稿で考証した毛利家内で家訓として意識されていた元就の思いが、どのように次代に継承されていったのかを辿ってみたい。

一 隆元の訓育の態度

まず、隆元が、正嫡である長子幸鶴にどのような態度で接していたのかを確認しておきたい。

先述のとおり、隆元が卒去した時、輝元はまだ元服前で、幸鶴と呼ばれていた。この段階では、当然のことながら、総領教育などは思い